

〈研究論文〉

大国化するアメリカの覇権と統合の追求 —1906年の「ルート・ドクトリン」を問い直す—

三 島 武之介

【要旨】

ルート（Elihu Root）は、20世紀への転換期に列強の一角を占めるに至ったアメリカが、19世紀以来のグローバル化のなかで米州秩序と欧州秩序の相互連関を認識し、世界秩序の形成主体としての役割を自覚しつつあったことを象徴する人物である。国務長官在任中のルートは、欧州列強の植民地獲得・勢力圏競争が米州に及ぶのを阻止すべく地域覇権を確立しようとしたが、列強がその承認に国益を見出すよう国際益を強調して列強間戦争の回避に努めた。さらには、米州の地域統合を推進して米州・欧州諸国間の紛争原因を取り除き、両州間の相互依存を深化させ協議体制を構築することによって、欧州諸国に法の支配と民主的統制に基づく国際体制を徐々に受容させることを目指した。

キーワード：地域覇権、地域統合、地域主義、グローバリズム、モンロー・ドクトリン

1. はじめに

本稿は、ルートが1906年に公表した「ルート・ドクトリン」を中心に彼のモンロー・ドクトリン論を再検討することにより、地域大国アメリカが、米州秩序と欧州秩序の連鎖をどのように捉え、①地域覇権の確立と②地域統合の推進をいかに追求したのかを論じることを目的とする。

モンロー・ドクトリンとは、モンロー宣言で定式化されたアメリカの外交方針である。大統領モンロー（James Monroe）は1823年、スペインから独立したラテンアメリカ諸国に対する神聖同盟諸国の干渉、君主政の強制、植民地の拡大を許さない代わりに、アメリカも欧州の諸問題には関与しないと表明した。以来アメリカ外交は、米州・欧州間の相互不干渉ならびに欧州列強による米州での勢力圏（sphere of influence）設定の拒否を外交方針とした。

本稿がルートのモンロー・ドクトリン論を取り上げるのは、それが従来の研究に乏しい視点に気づかせるからである。それは、アメリカが19世紀の地域大国から20世紀の世界大国へと成長する過程で、モンロー・ドクトリンが1823年以来備えていた二側面の「相互作用」により敏感になったことである¹。その二側面とは、アメリカとラテンアメリカ諸国との「米州関

係」、アメリカと欧州列強との「大西洋間関係」である。

ところが従来の研究は、モンロー・ドクトリンの歩みを米州関係のなかだけで論じ、アメリカによる①地域覇権の確立と②地域統合の推進を全くの別路線として論じるきらいがある。具体的には、アメリカを米州の主権者と大言した1895年のオルニー系論と米州の国際警察と高言した1904年のローズヴェルト系論は、いずれも以後のアメリカのラテンアメリカ諸国に対する単独干渉を正当化したと批判され、①に位置付けられがちである。これに対して、ウィルソン（Woodrow Wilson）政権による汎米条約交渉の挫折、F. ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt、以下FDR）政権の善隣外交、第二次大戦後の米州機構の設立は、アルゼンチン・ブラジル・チリのABC三国を皮切りに全ての米州諸国を対等な主権国家と認め、経済連携と共同防衛を柱とする多国間機構を創設したと評価され、②に位置付けられている²。

要するに既存の研究は、もっぱら米州関係に注目して、モンロー・ドクトリンの形式が、①を目指す単独主義（unilateralism）および介入主義（interventionism）から②を目指す多角主義（multilateralism）および不介入主義（non-interventionism）へと移行したという構図を描いてきた。そして移行の理由を、アメリカによる中米・カリブ海諸国への武力干渉が頻発し、それがラテンアメリカ諸国内で反米感情を引き起こしているのに対する懸念が、アメリカ議会・財界・世論の間で高まっていったからだと説明してきた³。

けれども上記の構図と説明は、地域大国となったアメリカがそれまで以上に大西洋間関係を注視しながら外交政策を立案せねばならなくなっていたことを考慮していない⁴。アメリカの外交指導者たちが「パクス・ブリタニカ」のもとで築かれた環大西洋間ネットワークを通して観察していたように、1870～80年代に欧州列強は植民地獲得・勢力圏競争を再開し、大西洋でアメリカの盾の役割を果たしていた海軍国イギリスは相対的衰退期に入っていた。この欧州秩序の劇的な変化を踏まえてモンロー・ドクトリンの運用を考察すると、実際は①地域覇権の確立と②地域統合の推進はほぼ同時に着手されたことが窺える。

第1回汎米会議（International Conference of American States〔通称Pan-American Conference〕）を主宰した国務長官として高名なブレイン（James G. Blaine）は、モンロー・ドクトリンに着想を得て汎米体制論を編み出した。その要諦は、列強とくに南米を経済的に支配するイギリスの影響力を排除した上で、カナダを除く米州諸国間の経済ブロックを構築するとともに紛争の平和的解決を推進することにあつた⁵。この地域経済圏構想がアメリカの保護貿易体制を南方に伸展させる政策として提示されたことを勘案すれば、アメリカは米西戦争を待たずして①地域覇権と②地域統合の両方を追求したといえよう。

ただし、ブレインの汎米体制論は米州秩序と欧州秩序の隔離を基調とし、それらを包含する世界秩序から米州政策を捉える視点を欠いていた。アメリカが米州秩序と欧州秩序の連鎖を認識し、臆気ながらも世界秩序を意識して米州政策を考え始めるのは、イギリスとの「偉大なる和解」によってアメリカの①地域覇権に対する最大の脅威が消滅する19世紀末から20世紀初めの転換期である⁶。その時代に①地域覇権の確立と②地域統合の推進において中心的役割を

果たした人物が、ルートである。

ルートは、マッキンリー（William McKinley）政権下の1899年に陸軍長官に就任し、米西戦争後独立したキューバにアメリカの保護権を設定したとされる1901年のプラット修正の原案を執筆するなど、旧スペイン植民地の統治を主導した。T. ローズヴェルト（Theodore Roosevelt、以下TR）政権でも陸軍長官に留任し、ローズヴェルト系論が公表された1904年12月6日付大統領年次教書の草稿を推敲したとされる⁷。1905年国務長官に転じ、1906年には7月から10月までラテンアメリカ諸国を歴訪し、人民自治の確立という共通の大義をもつ対等な友人として一致団結しようと語りかけた。その言葉の真正さを証明するために、欧州諸国を説得して1907年第2回ハーグ平和会議へのラテンアメリカ諸国の正規参加を斡旋し、列強による債権回収のための武力干渉に不十分ながらも制約をかけた。

多くの研究は、このルート外交に①地域覇権の確立から②地域統合の推進への移行の始まりを見出してきた。ブライン（Alex Bryne）は、ルートを①と②の間の「緊張関係」を具現化した個人と捉えている。ブラインによれば、ルートはTRらと同様、②地域統合の対象を「文明化」するABC三国を中心とする南米に限り、パナマ運河を含む中米・カリブ海地域をアメリカの勢力圏とみなし続け、②地域統合の推進よりも①地域覇権の「維持」を好んだという⁸。けれどもブラインは、ルートが米州秩序と欧州秩序の連鎖をどのように考えていたかに注意を払っていないため、20世紀前期のアメリカ外交にとっても①地域覇権と②地域統合は二者択一の目標であったかのように叙述している。しかしルートは、ブレインとは異なるアプローチではあるが、①地域覇権と②地域統合をともに追求したのである。

以上を踏まえて本稿は、ルートのモンロー・ドクトリン論を再検討する。それによって、世紀転換期のアメリカが米州秩序と欧州秩序の連鎖をどのように捉え、①地域覇権の確立と②地域統合の推進をいかに追求したのかを考えたい。この問いには、ルートの代表的評伝2冊も、彼のモンロー・ドクトリン解釈を国際法史の観点から論じた研究も答えていないことを付記して、以下本論に入りたい⁹。

2. パナマ運河

ルートによる①地域覇権の追求は、キューバを保護国化した1901年のプラット修正に始まる。後年彼が語ったところによれば、同修正の原案をイギリスのエジプト統治を参考に書いたのは、中米・カリブ海諸国が法と秩序を維持できず外国人の生命と財産を保護できない「無能」に陥れば、欧州列強とくにドイツの干渉を招く、と懸念したからである。続いて同修正を独立後のキューバ憲法に挿入させ、1903年のキューバとの条約で確認したのは、本来は国際法でないモンロー・ドクトリンに「国際的効力」を与え、「キューバの独立を防衛するためのアメリカの干渉に異議を唱える欧州諸国はいない」状態をつくり出すためであった¹⁰。

ルートの理解では、アメリカの①地域覇権を条約によって正当化するという手法はパナマ運

河にも応用された。1898年のアメリカ＝スペイン戦争で中米に地峡運河を築く必要性を痛感したアメリカは、米英間で運河の単独建設権を否定したクレイトン＝ブルワー条約を改定する交渉に着手し、1901年の第2次ヘイ＝ポンスフォート条約でアメリカの単独建設権をイギリスに認めさせた。アメリカは運河建設地をパナマ地峡に決し、1903年1月にヘイ＝エラン条約を締結し、コロンビア共和国から地峡の単独管理権の承認を受けようとした。ところがコロンビア議会は批准を拒否した。パナマ住民はこれに失望してコロンビアからの分離傾向を強め、同年11月3日に独立を宣言した。同16日アメリカは、パナマ共和国とヘイ＝ビュノー・ヴァリラ条約を締結し、パナマの主権の保障と一定の補償金の見返りとして地峡の単独管理権を承認された。これによりアメリカ単独の運河建設管理権は国際的に承認された、とルートは語っている¹¹。

当然コロンビアは、同条約が主権侵害にあたることを抗議に及んだ。これに対してルートは、「無能」なコロンビアにはアメリカの運河建設管理権を否定することはできない、と反論した。ルートがいうには、権力闘争が相次ぎ専制に陥ったコロンビアは、地峡の「真の所有者」たるパナマ住民が「信託」した諸利益や諸権利を保護できなくなっていた。かかる国家には、パナマ運河に存する「人類の利益」——運河の自由航行ならびに運河一帯の中立を保障し、東西両洋の相互交流・理解を促進するという国際益——を保護できない。そのように結論したルートは、コロンビアの同意がなくとも、アメリカが運河を建設管理する「義務」を単独で負い、パナマ住民の「信託」に応え「全世界の利益」を保障すべきだと論じた。

この独占的「義務」の根拠として、ルートはモンロー・ドクトリンと1846年のマヤリノ＝ビドラク条約を提示した。同条約は、コロンビアとパナマの前身たるヌエバ・グラナダ共和国がパナマ地峡の「優先通行権」をアメリカに付与する代わりに、アメリカはヌエバ・グラナダの主権を保障しパナマ地峡を中立化すると定めた。これまでの議論から明らかなように、ルートはこのヌエバ・グラナダの地位をパナマが継承したと解釈していた。だが彼は、この解釈を認めないコロンビアが、同条約を根拠に欧州列強に運河建設管理権を移譲し、その列強が運河権益を独占する可能性を憂慮した。それが現実となれば、先述の「人類の利益」だけでなく、モンロー・ドクトリンの根拠たるアメリカの「自己保全（self-protection）権」ひいては米州「大陸の平和」も脅かされうる。このように推測したルートは、コロンビアの運河一帯に対する主権は「制限」され、主権を有しないアメリカが運河建設管理権を独占する「権利」をもつ、と主張した。

かくしてルートは、アメリカによるパナマ運河の建設管理権の独占を正当化した。彼の①地域覇権の追求は、欧州列強が中米・カリブ海諸国による対外的な義務の不履行を理由に戦略的要衝の支配に及ぶのを阻止することを目標とした。ただし彼は、この安全保障上の国益がただちにアメリカの①地域覇権を正当化するとは思わなかった。国益の存在だけでは、アメリカ国内の不介入主義者のみならず、主権とそれに伴う権利を制限される欧州列強や中米・カリブ海諸国もアメリカの①地域覇権を承認しないと考えたからである。ゆえにルートは、条約締結を

通して①地域覇権を関係諸国の合意に基づかせ、列強間戦争の回避と国際通商の進展という国際益を提示することによって、①地域覇権を正当化したのである。

3. ローズヴェルト系論

ルースは、前節のようにアメリカの①地域覇権に対する承認を関係諸国に求めたが、「文明諸国」とくに欧州列強を重視していた。このことを示したのが、ラテンアメリカ諸国に対するアメリカの単独干渉権を宣言したことで知られるローズヴェルト系論である。1904年12月22日、ルースはこの系論について演説し、欧州列強のラテンアメリカ諸国における権益をアメリカが保障するとの意思表示であるとの解釈を示した¹²。

まず彼は、20世紀を迎えたアメリカは建国期と異なり、列強の一角を占め諸国間の平和に対して責任を有するに至ったと語った。次いで、アメリカの戦争は主権者たる「人民」によるモンロー・ドクトリンの「厳守」との関わりでのみ起こると述べ、当時の世界秩序の特徴をこう評した。

地球上の諸国家が大国化するにつれて [中略]、諸国家の余剰エネルギーは自国の人口を地球上の全ての無人地に送り出している。現代社会で交渉や対立がますます密接になっているなかで、各国は互いに競い合い、あらゆる国家が自国の諸権利を侵害する全ての国家に対抗して、それを維持し擁護しようと備えている。

続けてルースは、この欧州列強の植民地獲得・勢力圏競争はアメリカには及ばないが、ラテンアメリカには及びうると見通した。ルースは、列強がモンロー・ドクトリンを「国家の安全の原則」として保持する「権利」に「同意」していることを「疑う余地は最早ない」と自負していた。しかし、勃興するドイツ帝国がアメリカの南部国境以南に力の空白を見出しようと危惧していた。ブレインが警戒した対象がイギリスだった点を除けば、ルースは彼と同じく、列強の植民地獲得・勢力圏競争を米州に及ばせないと決意していたと言ってよい。

ただしルースは、アメリカの①地域覇権に挑戦しうる列強の経済的影響力を排除して米州秩序と欧州秩序を隔離するというブレインの方針を踏襲しなかった。確かにルースは、植民地獲得・勢力圏競争を生じさせている欧州秩序とその波及を阻むべき米州秩序とが一つの世界秩序を構成するとは言わなかった。しかし彼は、アメリカと列強がラテンアメリカ市場をめぐるゼロサムの関係にあるというブレインの認識を共有しなかった。ルースにとって、米州諸国と欧州諸国はともに地球大に広がる主権国家体制の一員であり、いずれも権利義務関係を「公正」に遵守するという「文明の義務」を果たすべき存在であった。そのため彼は、①地域覇権を主張するアメリカが自己保全権を理由に列強の領土獲得を許さないのであれば、列強の「権利」（債権）を保護すべくラテンアメリカ諸国の「義務」（債務または損害賠償）を履行させね

ばならない、と説いたのである。

ここで注意を要するのは、ローズヴェルト系論は、欧州列強がラテンアメリカ諸国に対してもつ「諸権利」の行使を、それがアメリカの自己保全にかかわる領土取得に及ぶ場合を除いて妨げない、とルースが明言したことである。この公約は、1905年7月に国務長官に就任した彼が、フランス＝ベネズエラ間の紛争を処理する際に実行された。

1905年秋フランスは、ベネズエラ大統領カストロ（Cipriano Castro）が国内のフランス企業の権利を侵害し続けていたのに忍耐の限界を感じつつ、武力干渉の準備を整えていた。ルースは駐ベネズエラ公使に命じて調停を試みたが、カストロは態度を改めなかった。12月14日、フランス駐米大使ジュセラン（Jean Jules Jusserand）は畏友TRとルースに面会し、調停が不首尾ならば、外交関係を断絶したのち1～2地点を一時的に占領し、場合によっては税関も制圧する、と復讐計画の概要を事前通告した。

これに対してTRとルースは、ラテンアメリカ諸国を自らの「不法行為」が招いた結果から守るためにモンロー・ドクトリンは行使されないと確約し、フランスが恒久的な領土占領をせず可及的速やかに部隊を撤退させると誓約した上でなら復讐計画を了承する、と回答した¹³。この際二人は、米仏間の信頼関係を考慮したと明らかにした¹⁴。英仏協商を欧州秩序の安定に資すると評価していた二人にとって、TR自身も「国際警察力」による懲罰の対象にするのを望んだベネズエラの独裁者を擁護することよりも、米仏の友好関係の維持の方がはるかに重要だったのである¹⁵。

1904年12月22日付演説を締め括るにあたってルースは、ローズヴェルト系論はオルニー系論を否認するものだ、と聴衆に語った¹⁶。ローズヴェルト系論は、ラテンアメリカ諸国による「義務」の不履行がヨーロッパ列強にその領土獲得や植民地化を招かぬように計らい、米州大陸を「保全する権利」を宣言したのであって、米州大陸に対する「主権」を宣言したのではない、と考えていたからである。つまり、ルースにとってのローズヴェルト系論とは、アメリカが欧州列強の米州権益を保障することによって❶地域覇権に対する承認を獲得し、米欧協調を確保して列強間戦争を回避する外交術を定式化したものだったのである。

4. ラテンアメリカ歴訪

とはいえルースは、ラテンアメリカ諸国を軽んじたわけではない。同諸国のワシントン駐在使節との間に個人的な関係を築き、その縁で当時の国務長官としては異例の長期歴訪に赴いた。意気込みは尋常でなく、同行する妻の服装にまで気を配り、渡航の際はラテンアメリカ関連の書籍を多数持参し、旅費は自弁した¹⁷。その途上でルースは、リオデジャネイロで開催された第3回汎米会議に出席し、名誉議長として演説した。この演説は、アメリカの今後の「対南米政策」の「規準」を定めるとの気概を込めて準備された¹⁸。

のちに「ルース・ドクトリン」と称されるその「規準」とは、アメリカはラテンアメリカに

公式帝国も非公式帝国も建設せず、国力の大小にかかわらず主権対等の原則を堅持し、共存共栄をはかるという指針であった。ルートは、アメリカが国力の優位にまかせて諸国の領土を支配することはないと述べ、アメリカの望みは南北米相互の交流・交易を活性化し共通の経済的繁栄を築くことだと語った¹⁹。この②地域統合への意向表明によって、ルートは善隣外交の先駆者と位置付けられることになった。

先行研究は、ルートが米州における①地域覇権という目標を維持しつつも、ローズヴェルト系論に対する国内世論の異議、ラテンアメリカ諸国における反米感情の高まりに対処すべく、同諸国との多国間協力を求める方針に転じた、と解している²⁰。この理解自体は間違いないが、先行研究は「ルート・ドクトリン」に注目するあまり、歴訪中のルートが語った他の内容を検討していない。本稿はこれらを合わせて検討し、彼が②地域統合をどのように捉えていたのかを論じたい。

歴訪の間ルートは、米州諸国が、旧世界の植民地帝国から独立し、「野蛮」な先住民と闘い「無人地」を開拓しながら、人民自治の「実験」を続けてきたという来歴を共有する、と強調し続けた²¹。ルートは、この「実験」は特に北米と南米で成功を収めていると述べ、その要因を諸国民の「人格」に「自制」が備わったことに求めた。ペルーにおける外務大臣晩餐会では、諸国民が「人格」を、利己的な物質主義に身を任せて他者の権利を顧みずに権力闘争に明け暮れる段階から、国家の一員としての自覚をもち法の支配と秩序ある自由という理想に献身する段階へと「進歩」させ、「文明」存続の「堅固な基盤」を築いている、と称えた²²。そしてそれを、旧世界の帝国が「狭量で誤った植民地政策の執行によって富と力と利益を得ようと努め」続けていたら訪れなかっただろう「大いなる祝福」と呼んだ²³。

ルートは、この南北米の紐帯を南米への「平和的な通商・産業の膨張」によってさらに強めるべきだと考えていた。メキシコ議会下院での歓迎会ではこう語っている。

国家が他国の富を暴力で奪うことによって豊かになろうとする古い時代は過ぎ去るべきであり、過ぎ去りつつある。[中略] あらゆる国家とくに全ての近隣諸国が団結して、どの国も富み栄えるよう相互により多くの富を築くのを助け合うことは、よりキリスト教徒らしく高潔だけでなく、より有益かつ有利でもある²⁴。

ルートにとっての19世紀は、諸国家が武力侵攻によって「強奪や略奪」に及び、領土あるいは勢力圏をさらに拡大しようとして相争った時代であった。欧州列強は植民地獲得・勢力圏競争を繰り広げ、南北米諸国は国境紛争を頻発させていた。けれども20世紀に入り、世界の「文明諸国民」は戦争に代わって通商・産業競争に従事し、ヒト・モノ・カネが国境を越えて自由に往来するようになってきている、とルートは感じていた²⁵。にもかかわらず、欧州列強はいまだに「国境を守る大陸軍や大海軍を維持」しているのであった²⁶。

そこでルートは、アメリカの対南米投資により、このグローバル化を推し進めようとした。当時のアメリカは、欧州各国の投資家に対する19世紀半ば以来の負債を返済し、「国内開発の必要を上回る余剰資本」を蓄積する債権国に転じている、とルートは認識していた²⁷。彼は東部金融資本と同様、その投資先として南米市場を有望視した。資源が豊富な南米諸国は、アメリカの製造業や石炭・鉄鋼業と相互補完的な通商体制を構築できると見込んだからである。帰米後の11月半ば、ミズーリ州カンザスで開催されたトランス・ミシシッピ通商会議（the Trans-Mississippi Commercial Congress）に参加したルートは、南米諸国は食料や原材料を、アメリカはその生産に必要な資本と技術を提供するので競合の懸念が低い上に、同諸国が平和のうちに人口増大と経済成長を続ければ、過剰生産に至っているアメリカ製品を吸収する巨大市場が出現する、とブレインと同じ楽観を示した²⁸。

だがルートは、ブレインと異なり、南米諸国との互惠通商協定の締結を急ぐ必要を認めなかった。その対米輸出品の8～9割は既に免税されていたためである。ルートがその締結を望んだ相手は欧州諸国であり、そのためにフランスの複関税制度にならって最高・最低税率を導入するよう提唱した²⁹。その一つの背景には、1890年代にアメリカの工業品輸出額が輸入額を超え、さらには農産物輸出額を上回っていくなかで、高関税政策が保護対象としてきた製造業者が欧州諸国による1897年関税法への報復措置を撤廃させるべく、中西部農民とともに関税改正を要求するようになったことがある³⁰。とはいえ、製造業も一枚岩ではなく、大量生産によって生産コストを低下させていた大企業が改正に前向きなのに対し、それを望めない中小企業は後向きであった。ゆえに、高関税がアメリカの労働者に欧州よりも高所得をもたらすとの意見が共和党内でも根強いのを、ルートも知悉していた³¹。この頃の関税改革を扱った研究によると、彼は南米の潜在市場がこの保護関税論を緩和させうると考えていたという³²。

要するにルートは、ブレインのように米州市場と欧州市場を隔離するのではなく、両市場がアメリカとの相互依存を深めることに国益を見出していた。ルートがブレインのように欧州に対抗する経済同盟を志しはしなかったのも、そのためである。ウルグアイを訪問した彼は、米州の②地域統合はその「諸言語、諸伝統」と「諸習慣と諸法の基礎」の由来たる旧世界諸国の諸利益を脅かさないと述べ、「文明」の相通ずる環大西洋世界を描いてみせた。さらに、米州諸国は欧州諸国から「通商、精神、知性、物質」のいずれの面でも利益を得てきたが、今や欧州諸国に利益を与え始めているとの認識を示した。その最たるものが、モンロー宣言が表明した米州諸国による「自治」——法の支配に則り「秩序ある自由」を守る民主政治——の実践を通して、欧州諸国の民主化のあり方に影響を及ぼすことであった³³。

ルートにとって、米州の②地域統合はその「自治」の実践を欧州に波及させるという遠大な計画の第一歩であった。「ルート・ドクトリン」を表明した演説において彼は、「文明世界全体」が民主化に向かう今、各国の「人民」が「生まれながらに人間に備わってはいない」自治の「技法」を習得するかに「文明の運命」がかかっている、と語った。そして、「旧世界の伝統的な諸形態や諸限界」を免れ「自治」の実践で「旧世界」の先を行く米州諸国だからこそ、

異なる「意見や利益」をもつ他の国々と対等な立場で協議することによって、自国の「利己主義」を「矯正」しつつ「共同体の道德規準」を受け容れ、「欧州の諸国境の背後に集結されているような軍備」を不要とする「技法」を編み出せる、と説いた。ルートは、米州が②地域統合を進めるなかでこの地域統治の「技法」を発達させることによって、欧州が「法の支配と諸国間の平和」を確立する際の良き先例となることを期待したのである。

5. 第2回ハーグ平和会議

多国間協議を通して諸国の国益追求を抑制するとともに価値観の共有を図り、紛争の平和的解決ならびに軍備縮小を推進して国際秩序を安定に導くというこの試みを、ルートは「世界統治」の「新しい手法」と位置付けていた。彼がそれを欲したのは、植民地獲得・勢力圏競争下の欧州列強が人的・物的資源を軍事に集中させ戦争の危険性を高めている今、19世紀欧州の経験が生んだ「旧外交」では国際平和を維持しえないと認識していたからである³⁴。1907年4月にニューヨーク市で開催された全米仲裁平和会議（the National Arbitration and Peace Congress）の開幕演説にて、ルートは次の趣旨を語っている。

一般に国家指導者は、その権力が国民の信頼に由来するため、国民の物質的利益の保護と増進を義務とする。他国との「連携と共感」に立って「諸国間の正義と平和」を主張し、「世界統治」に不可欠の「良心」と「倫理」を「国際体制」に及ぼす役割は、各国の「人民」に委ねられる。ゆえに、君主・貴族間の秘密外交を通して力と国益の調整をはかる欧州の古いやり方では、植民地獲得・勢力圏競争が戦争に及ぶのをくい止めることは難しい。それに代わる世界平和のための「現実的かつ効果的手段」を発展させるには、人民自治で欧州に先行する米州諸国の関与が求められる、という³⁵。

同年6月に開幕を控えていた第2回ハーグ平和会議は、その関与の好機であった。ルートは主催国ロシアを含む列強と事前交渉して、第1回ハーグ平和会議に不参加だった米州諸国が、同会議の成果たる国際紛争平和的处理条約の締約国と同等の立場で第2回会議に参加することへの同意を得た。合わせて、軍備縮小・制限、契約上の債権回収を目的とする軍事力行使の制限の二つを議題として提案する権利の承認も得た³⁶。

後者の議題の起源は、アルゼンチン外相ドラゴ（Luis María Drago）が1902年12月のベネズエラ危機の際に主張したドクトリンにある。その内容は、国家は自国の私人が外国政府に対して有する契約上の債権を回収するために軍事力を行使する権限をもたない、よって欧州列強が米州の債務国に武力干渉し領土を占領することはできない、というものである³⁷。第3回汎米会議において、このドラゴ・ドクトリンを第2回ハーグ平和会議で議題とするよう提案したのは、他ならぬルートである。彼は、ラテンアメリカ諸国を欧州列強と対等な主権国家として平和会議に参加させ、同諸国に対する列強の武力干渉を制限する協定を成立させれば、同諸国のアメリカへの信頼を強化すると同時に、同諸国が再植民地化の対象にならないことの国際的な

承認になるだろう、と期待していたのである³⁸。

ただしルートはドラゴと異なり、後進諸国による債務不履行は列強の武力干渉を正当化するほどの「不法行為や条約違反」を伴うと考えていた。また、この議題をめぐる、列強は債権国側、ラテンアメリカ諸国は債務国側と分裂し、平和会議が紛糾することも望まなかった。そこでルートはアメリカ代表団に、ドラゴ・ドクトリンのいう軍事力行使の禁止を主張するにあたっては、請求権裁定委員会（claims tribunal）が正当な負債額、返済日時・方法、担保を決定するまではその行使を禁じるという仲裁規定を申し添えるよう訓示した。このルート案が採用されポーター条約（Porter Convention）に結実したが、ドラゴ率いるアルゼンチンをはじめラテンアメリカ諸国の多くは、この仲裁規定が諸国の裁定不履行などの場合に列強に軍事力行使を認める根拠になると反対し、この条約を批准しなかった³⁹。

ルート案のねらいについては、アメリカの❶地域覇権のために武力干渉の余地を残したと解する研究もある⁴⁰。この解釈は間違いではないが、半面的である。ルートが平和会議に寄せた最大の関心は、諸国間の協議を通して紛争の平和的解決についての合意を少しでも形成し、その法制化をわずかにでも前進させることであった。ルートが、「文明標準」の達成度において南米諸国に及ばないとみた中米諸国をも「すべての文明諸国」の「議会」に招き入れたのは、「弱く無秩序な」後進諸国が列強間の「不要かつ不当な戦争」を引き起こし、「国際社会」における法の支配を後退させる事態を減らすためであった⁴¹。

そのことは、平和会議で常設仲裁裁判所の判事選任の方法が論点となった際、より明確に示された。締約国の人口に応じて判事数を割り当てるという妥協案が示されると、ルートは、「国際法の最重要原則」たる主権対等の原則が米州諸国にも等しく適用されるというアメリカの立場を維持することが、裁判所自体よりも優先されると代表団に伝えた⁴²。けれども彼は、21名の判事のうち15名を10年任期とし、それを人口1,000万人以上の国家が指名するというブラジル案が裁判所の存続を危うくしているとの報告を受け、それを断念するようにブラジル外務省に働きかけた⁴³。紛争を仲裁解決した経験を持つ米州諸国が、その「威信と国益」と一致する限りにおいて欧州諸国に譲歩してハーグ条約体制に加入することにより、「世界の平和と調和のための進歩的努力」を継続させることを求めたのである⁴⁴。

しかしルートは、紛争の平和的解決の推進を越えた欧州国際政治への関与には慎重であった。米州秩序と欧州秩序の一体化は時期尚早とみていたからである。彼は、アメリカが軍備縮小・制限を議題として提案する権利を主張したが、この問題は大国がひしめき合い紛争の絶えなかった欧州の人々には「死活的」だが、地政学的な「孤立」ゆえに「相対的安全」を享受してきたアメリカ国民にはそうでない、と認識していた。着実な外交政策のために議会の同意を得ようと努めたこの國務長官は、アメリカも死活的国益に係わる紛争を第三国による調停や仲裁に委ねることはなく、仮にそのような条約を結んだとしても、連邦上院が批准しないか、アメリカがそれを遵守できずに各国の国際法に対する信頼を損なうかのいずれかになる、と知っていた⁴⁵。また、米州諸国が欧州国際政治とそれが生む勢力圏闘争から「隔離」されていたか

からこそ、紛争の平和的解決が発展したとの歴史観に立っていた。ゆえにルートは、「巻き込まれる同盟を避け、欧州の政治問題への介入や参加を慎む」という「伝統的政策」に留意し、欧州列強が軍縮問題を討議する用意を見せない限りはそれを提議しないよう、アメリカ代表団に訓示したのである⁴⁶。

それでもルートが、「アメリカにはすぐに影響しない」が「一般的かつ世界規模」の軍縮問題にアメリカを係わらせようとしたのは、「特別な国益」のないアメリカにしか果たし得ない役割があると考えたからである。それは、「文明の進歩」——軍事力行使に代わって「人類世論の抑止効果」が国家行動を拘束するように促し、ついには国際政治における「世論の支配」を「力の支配」に取って代わらせるという戦争違法化の歩み——を欧州列強に妨げさせないことである。同時代の知識人と同じく19世紀リベラリズムの影響を受けたルートにとって、「文明」の中核たる欧州が植民地獲得・勢力圏競争に邁進する今、かつて「文明」の辺境であった米州が②地域統合を通して「米州世論」を創成することは、欧州で「野蛮から啓蒙の光へと上昇する長い闘い」を続ける「友人たち」と「一体」となり「世界世論」を醸成する第一歩だったのである⁴⁷。

6. おわりに

ルートの①地域覇権の追求は、安全保障上の死活的国益の確保を目指して始まった。欧州列強とくにドイツが中米・カリブ海諸国の対外的義務の不履行を理由に武力干渉し、パナマ運河などの戦略的要衝の支配に及ぶのを阻むため、ルートはそれをアメリカの排他的管理下に置こうとした。彼は、これが関係諸国の主権を制限するのを自覚していた。ゆえに、条約交渉を通して関係諸国の合意をとりつけるとともに、列強間戦争の回避と国際通商の進展という国際益を提示した。

この①地域覇権の正当化は、ルートが執筆に係わったローズヴェルト系論で定式化された。同系論は、欧州列強による武力干渉を認めない代わりに、アメリカが列強の正当な米州権益を保障する方針を示した。さらにルートは、欧州列強の干渉権をアメリカの安全保障に係わらない限りにおいて認める意向を示し、1905年から翌年にかけてのフランス＝ベネズエラ間の紛争で実践した。世紀転換期アメリカの①地域覇権の追求は、米欧協調を確保し列強間戦争を回避することを主眼としていたのである。

ルートは、1906年のラテンアメリカ歴訪で米州の②地域統合に着手したが、それが欧州国際政治に及ぼす影響を常に念頭に置いていた。彼は、米州諸国の政治的紐帯——欧州諸国の君主政から自立し共和政を確立したという共通の来歴——を、経済的紐帯——アメリカの南米への投資・技術供与による国際分業体制の形成——で強化することを構想した。けれども彼はブレインと異なり、欧州との通商を互惠化していくことによって、アメリカを介した米州市場と欧州市場の接続を目指した。それが、両州間の交流・交易を拡大させ、欧州における紛争の平

和的解決を間接的に支援すると期待したからである。

こうした期待を胸に、ルートは米州諸国を1907年の第2回ハーグ平和会議に招き入れ、欧州諸国との間に債務不履行に伴う軍事力行使の制限に関する合意を形成させ、両州間の紛争原因を局限しようとした。彼が両州をとともにハーグ条約体制に組み込もうとしたのは、米州で先行する民主化と紛争の平和的解決を欧州でも推進し、欧州の「旧外交」に代わって米州の「新外交」を「世界統治」の技法としたかったからである。両州はルートの望んだ合意を形成するには至らなかったが、なおも彼は、米州の②地域統合が「公共の平和を妨げるすべての者を非難する世界世論の統治へと向かう道標」だと説き続けた⁴⁸。

以上のルートの軌跡を通して、世紀転換期に列強の一角を占めるに至ったアメリカが、19世紀以来のグローバル化のなかで米州秩序と欧州秩序の相互連関を認識し、世界秩序の形成主体としての役割を自覚しつつあったことが了解されよう。アメリカは、欧州列強の植民地獲得・勢力圏競争が米州に及ぶのを阻止すべく①地域覇権を確立しようとしたが、列強がそれを正当性と国益の両面で承認するよう配慮して米欧列強間の協調を維持することに努めた。その上で、米州の②地域統合を推進するとともに、米州・欧州諸国間の紛争原因を取り除いて両州間の相互依存を深化させ協議体制を構築することによって、欧州諸国に法の支配と民主的統制に基づく国際体制を徐々に受容させることを目指したのである。

しかし、地域大国になったばかりのアメリカは、欧州の政治・軍事問題に深く関与する用意をもたず、安全保障に関しては米欧分離を原則とした。大戦前のルートはTRと同じく、欧州列強間の植民地獲得・勢力圏競争を憂慮しながらも、「文明」の膨張とともに「文明国」間での戦争可能性が低下していると楽観していたため、アメリカが欧州の安全保障にかかわる必要を認めなかった。だからこそ、「文明」の中核で第一次大戦という悲劇が生じたことは、彼らに甚大な衝撃を与えたのである⁴⁹。史上初の世界戦争は、以後のルートとその後継者たちの覇権と統合の論理にいかなる影響を与えたのか。この検討については、他日を期すこととしたい。

【注】

- 1 Paul Keal, *Unspoken Rules and Superpower Dominance* (London and Basingstoke: The Macmillan Press, Ltd., 1983), 37.
- 2 Dexter Perkins, *A History of the Monroe Doctrine* (Boston and Toronto: Little, Brown and Company, 1963), 315-316, 347-348, 380-387; 中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』ミネルヴァ書房、2002年、175-180頁；西崎文子『アメリカ外交とは何か——歴史のなかの自画像』岩波新書、2004年、89頁；西崎文子「モンロー・ドクトリンの系譜——「民主主義と安全」をめぐる一考察」『成蹊法学』75号、2011年、222-224頁；西崎文子『アメリカ外交史』東京大学出版会、2022年、58-59、75-76、91、139-141、156-158、217頁。

- 3 David Healy, *Drive to Hegemony: The United States in the Caribbean, 1898-1917* (Madison: University of Wisconsin Press, 1988), 135-139; Jay Sexton, *The Monroe Doctrine: Empire and Nation in Nineteenth-Century America* (New York: Hill and Wang, 2011), 234-235; 西崎『アメリカ外交史』、126-129頁。
- 4 草野大希『アメリカの介入政策と米州秩序——複雑システムとしての国際政治』東信堂、2011年、270-275頁は、ローズヴェルト系論に基づく1905年のドミニカ共和国への財政的介入が、「米州システムの利益であるヨーロッパからの介入阻止を達成すると同時に、ヨーロッパシステムの利益であるドミニカ共和国の債権回収の実現にも寄与し、かつそれらを通してより上位の国際システムの利益である両システムの共存や安定を図るという、重層的なシステムの利益に貢献する複雑な特徴をもっていた」と画期的な分析を施している。しかし、草野の関心は「介入主義的な米州政策」の理論的解明にあるため、アメリカが米州・欧州の両システムの現状をどう把握し、その課題をいかに克服することによって、両システムからなる国際システムの共存や安定を図ったかについては、検討していない。
- 5 三島武之介『『パクス・ブリタニカ』の受容とその限界——世紀転換期における大西洋主義者の挑戦』中野耕太郎・小野沢透・藤岡真樹編『アメリカが創る世界、世界が創るアメリカ——新しいアメリカ史叙述を求めて』(昭和堂、2025年発行予定)、第2章。
- 6 中嶋啓雄「ローズヴェルト系論の対外政策——カリブ地域における軍事介入」菅英輝編『アメリカの戦争と世界秩序』法政大学出版局、2008年、118-120頁は、TRとウィルソンの対カリブ政策の比較を締め括るにあたり、民主化の推進、民族・人種的偏見、経済的利益の追求、そして国際秩序の尊重という四つの要素が、程度の差こそあれ共通してみられると指摘している。国際秩序の尊重の例として中嶋は、TRによる日露戦争の講和斡旋とアルヘシラス会議の開催、ウィルソンによる汎米条約交渉と国際連盟構想を挙げている。この例示から、アメリカ外交が既に米州国際秩序をこえて、欧州国際秩序さらにはアジアを含めた世界秩序に関与し始めていたことが了解される。ただし中嶋は、この秩序どうしの連関を研究対象とはしていない。
- 7 Philip C. Jessup, *Elihu Root*, 2 vols. (New York: Archon Books 1964), 1:470.
- 8 Alex Byrne, *The Monroe Doctrine and United States National Security in the Early Twentieth Century* (Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan, 2020), 66-67.
- 9 Jessup, *Elihu Root*; Richard W. Leopold, *Elihu Root and the Conservative Tradition* (Boston: Little, Brown and Company, 1954); Christopher R. Rossi, *Whiggish International Law: Elihu Root, the Monroe Doctrine, and International Law in the Americas* (Leiden and Boston: Brill, 2019).
- 10 Jessup, *Elihu Root*, 1:314-315, 318-319.
- 11 Robert Bacon and James Brown Scott, eds., *Addresses on International Subjects by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1916), 175-206.
- 12 以下演説からの引用は、Robert Bacon and James Brown Scott, eds., *Miscellaneous Addresses by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1917), 267-273による。
- 13 Embert J. Hendrickson, “Roosevelt’s Second Venezuelan Controversy,” *Hispanic American Historical*

Review, 50, no.3 (August 1970): 489-490. <https://doi.org/10.1215/00182168-50.3.482>. Accessed on September 16, 2024. なお、Perkins, *Monroe Doctrine*, 245 はTR 政権による復讐の了承の理由について「答えが見つからない」と記している。

14 Jessup, *Elihu Root*, 1:495-497.

15 ちなみに、1906年1月フランスは、ベネズエラとの外交関係を断絶した。カストロは、報復措置として全ての在仏領事館を閉鎖した。しかしフランスは、モロッコでの優越的地位をめぐってドイツと対立していたこともあり、前述の復旧計画を実施しなかった。結局フランス＝ベネズエラ間の紛争が解決に向かうのは、カストロは国内の政敵から政権を追われるというルートの予測が1908年12月に的中してからのことである。Hendrickson, “Roosevelt’s Second Venezuelan Controversy,” 490-491; Healy, *Drive to Hegemony*, 134.

16 この時ルートは、同年の5月20日に開催されたキューバ晩餐会で披露した大統領書簡を引用した。原文は、Elting E. Morison, et.al. eds, *The Letters of Theodore Roosevelt*, 8 vols. (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1951-1954), 4:801, 821-822 を参照。

17 Jessup, *Elihu Root*, 1:471-477.

18 Ibid., 1:479-470.

19 Robert Bacon and James Brown Scott, eds., *Latin America and the United States: Addresses by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1917), 6-11.

20 Sexton, *The Monroe Doctrine*, 233-235; Bryne, *The Monroe Doctrine*, 61-62.

21 Bacon and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 32-34, 47, 85, 130.

22 Ibid., 124-126.

23 Ibid., 140-141.

24 Ibid., 174-175.

25 Ibid., 112, 189.

26 Ibid., 50-52.

27 Ibid., 91-92, 110.

28 Ibid., 245-250.

29 Ibid., 277-279.

30 小山久美子「20世紀初頭のアメリカ関税史——ローズベルトからウィルソンの制度改革」『経営と経済』82巻2号、2002年、144-145頁。1900年大統領選挙当時、中西部農民の購入する製品の価格が上がる一方で、農産物の価格は低いままにとどまっていた。彼らは自由貿易論者と一緒に、1897年関税法が国内の自由競争を阻害するトラストを保護して製品価格をつり上げているとの批判を展開した。歳入関税論を掲げる民主党がその受け皿となり、関税改正要求を糾合した。同じく中西部農民を支持基盤とするポピュリストや共和党左派もこれに合流した。

31 Brown and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 263-264.

32 Paul Wolman, *Most Favored Nation: The Republican Revisionists and U.S. Tariff Policy, 1897-1912* (Chapel

Hill: University of North Carolina Press, 2000), 9, 221-222n8, 236n7.

33 Brown and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 58-60.

34 当時ルートは、近代国家の間で立憲制が定着し、さらには普通選挙制が普及するにつれて、「世界の外交」のあり方が変化してきた、と度々述べていた。彼の認識では、外交政策の決定権は「少数の支配者」から「多数の人民」に移り、今や「平和か戦争かを決めるのは人民」となったため、外交官は「私的な支配者の望み」をかなえるのではなく「大多数の市民の意見や意思」に応えることが求められていた。よって「現代の外交」は、「少数の博学者だけが知る」秘密外交ではなく、「人民」に「真実を語ることによって成り立つ」公開外交でなければならない、とルートは考えていた (Ibid., 15; Bacon and Scott, eds., *Addresses on International Subjects*, 7-8)。

かかるルートの外交認識は、Stephen Wertheim, “The League That Wasn’t: American Designs for a Legalist-Sanctionist League of Nations and the Intellectual Origins of International Organization, 1914-1920,” *Diplomatic History*, 35, no. 5 (2011), 799 も指摘するように、のちに新外交を唱道したウィルソンと相通ずるものがある。ただし両者は、国際平和を追求するにあたっての力点の置き方が異なっていた。ルートが紛争の司法的解決の促進に努めたのに対し、ウィルソンは圧倒的な軍事力の組織化を目指したのである (三牧聖子『戦争違法化運動の時代——「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出版会、2014年、102-103頁)。そこで本稿では、ルートのいう変化前の外交を「旧外交」、変化後の外交を「新外交」とカギカッコを付して記す。

ちなみに、ルートが公開外交を求めたのは、「人民」に国家間の権利義務関係に関する教育を施すことの必要性が、上述の変化を迎える前の「旧体制」では顧みられなかったが、変化を迎えた後の「新体制」では否応なく高まっていることへの注意を喚起するためである。これが、ルートが最晩年までアメリカ国際法学会 (American Society of International Law) 会長や外交問題評議会 (the Council on Foreign Relations) 名誉議長を務めた動機の一つであることは疑い得ない。

35 Bacon and Scott, eds., *Addresses on International Subjects*, 129-144.

36 U.S. Dept. of State, *Correspondence Concerning A Second Hague Peace Conference* (Washington, 1907), Parts II and III.

37 U.S. Dept. of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, 1903 (Washington: G. P. O, 1904), 1-5.

38 Bacon and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 10.

39 Elihu Root, *Instructions to the American delegates to the Hague Conference, 1907* (Washington, 1907), 1-2, 6-7; 藤澤巖「国際法における不干渉原則論の構図(3)——適用問題への一視座——」『千葉大学法学論集』29巻3号、2015年、78-79頁。“Convention respecting the limitation of the employment of force for recovery of contract debts,” Overheid.nl, <https://verdragenbank.overheid.nl/en/Treaty/Details/003317?>. Accessed on October 25, 2024によれば、ポーター条約の正式名称は「契約上の債権回収のためにする兵力使用の制限に関する条約」で、批准までこぎつけたラテンアメリカ諸国 (以下カッコ内は批准年) は、エルサルバドル (09年)、グアテマラ (11年)、ハイチ (10年)、メキシコ (09年)、

ニカラグア（未署名、09年）、パナマ（11年）に限られた。

- 40 Sexton, *The Monroe Doctrine*, 235-236.
- 41 Root, *Instructions*, 2-3, 9; Bacon and Scott, eds., *Addresses on International Subjects*, 136-140.
- 42 Jessup, *Elihu Root*, 2:77.
- 43 当時のブラジル人口は2,500万人を超えており、ブラジル代表は大国として遇されることを望んでいた。James Brown Scott, ed., *The Proceedings of the Hague Peace Conferences: Translation of the Official Texts, The Conference of 1907*, 3 Vols. (New York: Oxford University Press, 1921), 2:155.
- 44 Jessup, *Elihu Root*, 2:78-79.
- 45 さらにルートは、アメリカが「とても長く他国と隔離されていた」間に育まれた例外主義の負の側面が安定的な対外関与を妨げていると理解していた。その側面とは、「異なる言語」「異なる慣習や法」をもつ「異なる人種」人々の「美質（qualities）を理解できない」という欠点である（Bacon and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 288-289）。
- 46 Bacon and Scott, eds., *Addresses on International Subjects*, 138, 142; Root, *Instructions*, 4-6, 7-8.
- 47 Bacon and Scott, eds., *Latin America and the United States*, 219-222.
- 48 Ibid., 234.
- 49 Ross A. Kennedy, *The Will to Believe: Woodrow Wilson, World War I, and America's Strategy for Peace and Security* (Kent, OH: The Kent State University Press, 2009), 17-19. 西崎文子「モンロー・ドクトリンの普遍化——その試みと挫折」『アメリカ研究』20号、1986年、185頁は、大戦前夜にルートの書いたモンロー・ドクトリン論について、自衛権を根拠とするため多国間の協約になじまず、勢力圏ではなく自己保全を主張したと評価している。

The Pursuit of Hegemony and Integration by the United States on the Rise to Great Power Status: Reconsideration of 'the Root Doctrine' of 1906

Takenosuke Mishima

Abstract

Elihu Root, a key architect of United States foreign policy at the turn of the 19th and 20th centuries, symbolizes U.S. increasing recognition of the interconnectedness between American and European orders amid the ongoing globalization since the 19th century. His role reflects U.S. emergence as a great power and its growing awareness of its influence in shaping the global order. During his tenure as Secretary of State, Root aimed to establish regional hegemony in the Americas to prevent European powers from extending their competition for colonies and spheres of influence into the region. Simultaneously, he sought to maintain cooperation with European powers by demonstrating that recognizing U.S. hegemony aligned with their national interests. Furthermore, Root promoted regional integration in the Americas to minimize conflicts between American and European nations. By fostering interdependence and creating a framework for consultation, he aimed to encourage Europe to adopt a state system based on the rule of law and democratic governance.

Keywords: Regional Hegemony, Regional Integration, Regionalism, Globalism, Monroe Doctrine.

